特定健康診査等実施計画概要

令和６年４月

１　背景および趣旨

背景

高齢者の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因でも生活習慣病が約６割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約３分１であることから、生活習慣病対策が必要となっている。

このような状況に対応するためにも、高齢者の医療の確保に関する法律及び政令において保険者は、40 歳から 74 歳の被保険者に対し、内臓脂肪型肥満に着目したメタボリックシンドロームの概念を導入し、高血圧症・脂質異常症・糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要があるものに保健指導（特定保健指導）を実施することとなっている。

また、生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備群の減少を目指すことが必要とされた。

趣旨

本計画は、大阪府浴場国民健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果にかかる目標に関する基本的な事項として３つの目標（健診実施率、保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少等）について定めるものである。

また、特定健康診査及び保健指導の具体的な実施方法、その成果にかかる目標について高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、実施計画を定めるものとされている。

実施計画は、第三期からは６年を１期として計画を定める。

２　特定健康診査等の実施における基本的な考え方

（１）特定健康診査の基本的な考え方

高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加していることから、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり生活習慣の改善がないまま重症化し、虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る。

このため、生活習慣病の改善による糖尿病等の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば通院患者を減らすことができ、この結果、国民生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能とする。

生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積が関与しており肥満に加え、高血糖等の状態が重

複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事等、生活習慣病の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるため、的確に抽出を行うものである。

（２）特定保健指導の基本的な考え方

内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目し、その原因である生活習慣病の改善のため保健指導を実施することにより、対象者自身が指導内容を理解し生活習慣を変え、自己管理ができるよう支援する。

３　浴場国保組合の特定健康診査・特定保健指導方針

（特定健康診査）

（１）　特定健康診査を実施し、年度目標数値を設定し目標に向けた受診勧奨に努め、生活習慣病の減少を図り医療費適正化効果を享受できることを目的とする。

① 現在実施している共同健診（特定健診含む）及び予防健診（循環器系）、保健指導を実施する。

② 健診は、35 歳以上の被保険者を対象に実施する。

③ 実施場所、時間帯については、被保険者の利便性を考慮して行う。

（２）特定健康診査の実施にかかる留意点

① 被保険者に対し実施場所・実施時間・健診結果の送付等について利便に配慮する。

② 受診者が健診結果を正確に比較し、自身の健康管理を行うために特定健康診査を適切に実施するよう促すとともに健康管理の状況を周知するよう努める。

④ 本組合として研修の実施等により、特定健康診査に係る事務に従事する者の智識の向上を図るよう努める。

⑤ 特定健康診査の記録の保存義務期間は、記録作成日から 6 年とするが保存期の満了後でも、被保険者の求めに応じて提供し生涯にわたり事故の健康情報を活用し、健康づくりに役立てるための支援を行うよう努める。

⑤ 事業者等がおこなう健康診断については、実施場所、実施時間、健診結果の受領等について十分な連携を図り、被保険者の受診の利便性の向上に努める。

（特定保健指導）

（３）特定保健指導の実施にかかる留意点

① 特定保健指導の実施については、被保険者の利便性の配慮に努める。

② 対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるよう支援する。

③ 本国保組合として研修の実施等により、特定健康診査に係る事務に従事する者の専門知識及び技能の向上を図るよう努める。

④ 特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録作成日から６年とするが保存期の満了後でも、被保険者の求めに応じて提供できるよう特定保健指導の意識及び結果を認識し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うよう努める。

⑤ 本国保組合として被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健康診査及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならないが受診の勧奨やその他の保健指導を積極的に行う必要があるメタボリックシンドロームの該当者・予備軍等を選定し早期介入支援に努める。

⑥ 特定保健指導の実施を医療機関及び保健師を有する団体等へ委託する。

4　特定健康診査の実施にかかる目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 75%､保健指導の実施率を 39%とする。この目標を達成するために令和６年度～令和 11 年度までに実施率を次のように定める。

＊国の最終目標値は、特定健診　70%　・　特定保健指導　35%

令和６年度～令和 11 年度（各年度）目標値(単位%)

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定健康診査の目標値	50%	55%	60%	65%	70%	75%
特定保健指導の目標値	19%	23%	27%	31%	35%	39%

特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

令和 11 年度において、令和６年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上と設定するとともに、特定保健指導の減少率を 25%以上とする。

5　特定健康診査等の対象者数

令和６年度～令和 11 年度特定健康診査対象者見込

年度性別	R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
年齢層	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40～64 歳	119	114	116	112	114	110	112	108	110	106	108	104
65～74 歳	62	65	59	63	56	60	53	57	50	54	47	51
合　計	360 人		350 人		340 人		330 人		320 人		310 人	

令和６年度～令和 11 年度特定健保健対象者見込

年度性別	R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
年齢層	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40～64 歳	5	3	7	4	7	4	8	5	8	5	9	6
65～74 歳	11	6	12	7	13	8	13	8	14	9	14	9
合　計	25 人		30 人		32 人		34 人		36 人		38 人	

６　特定健康診査等の実施方法

（１）　実施場所

①　特定健康診査は、大阪府国保組合協議会主催の生活習慣病共同健診(35 歳以上)として、２健診機関（オリエンタル労働衛生協会、厚生会クリニック）及び受付・集約として共同印刷西日本株式会社に委託する。

②　特定健康診査は、生活習慣病(循環器系)予防健診として日本健康増進財団に委託する。

③　集合契約（医師会契約）による特定健康診査を実施する。(40 歳以上)

④　人間ドックについては契約機関で実施する。

＊特定保健指導は保健指導を行なえる機関に委託する。

（２）　実施項目

①　特定健康診査は、標準的な健診・保健指導プログラムに定められた健診項目とする。

②　健康診査項目は特定健康診査を含めた健診を行う。(35 歳以上)

（検査項目）

・質問票（服薬歴、禁煙歴等)、診察、身体測定（身長・体重・ＢＭＩ・腹囲)、血圧測定、血液検査・脂質検査（総コレステロール・中性脂肪・ＨＤＬ・ＬＤＬ・non-ＨＤＬ)、血糖検査（空腹時血糖・HbA1c)、尿検査(糖・蛋白)、貧血検査（ヘマトクリット・血色素量・赤血球数)、腎機能検査（クレアチニン・eGFR)、肝機能検査（ＧＯＴ・ＧＰＴ・γ‐ＧＴ・ＡＬＰ・ＬＤＨ・アミラーゼ・総ビリルビン)、心電図検査、眼底検査、胃部Ｘ線（間接撮影)、胸部Ｘ線（直接撮影）

（その他の項目）

・大腸がん検査（便潜血２回法)、腫瘍マーカー（ＰＳＡ（男性)・ＣＡ125（女性)・ＣＹＦＡ21-1・ＡＦＰ)、乳がん検査（乳房Ｘ線検査マンモグラフィ）女性 40 歳以上

（オプション）

・骨密度検査（女性のみ)、ピロリ菌抗体検査（採血)、腫瘍マーカー（採血)（ＢＮＰ・ＨＣＶ）

（特定保健指導）

40 歳～65 歳は、動機づけ支援・積極的支援

65 歳～74 歳は、動機づけ支援

（３） 実施時期

① 特定健康診査（共同健診等）については、春期、秋期に実施する。

② 特定健康診査（集合契約）個別受診は、通年とする。

③ 人間ドック契約機関については、通年とする。

④ 特定保健指導については、受診月の翌月から最長６か月に渡って実施する。

（４） 外部委託の有無

① 本国保組合は、全面的に特定健康診査・特定保健指導を外部委託で実施する。

② 個別契約（共同・人間ドック）健診を基本とし、集合契約（医師会契約の特定健診取扱い登録医）は補充的に行う。

③ 外部委託先の選定にあたっては、厚生労働省告示に定める外部委託に関する基準を満たしていることと、健診実績のある契約機関を外部委託先とした。

（５） 周知・案内方法

① 本国保組合の機関誌「ほのぼの」に掲載する。（年４回）

② 本国保組合のホームページに掲載する。

③ 健康案内と趣旨普及のリーフレットを送付する。

④ 特定健康診査の受診券を送付する。

（６） 受診の方法

受診時に発行する受診券または利用券を健診機関等に被保険者証とともに提示して特定健診を受診し、特定保健指導を受けることを基本としている。

・共同健診機関及び契約医療機関の健診申し込みは、同封のハガキに必要事項を記入し郵送で送付する。（医療機関等に受診券番号を報告する。）

・人間ドック健診契約機関（被保険者本人が予約し、受診が決まれば本組合から受診券番号を連絡する。）

・特定健康診査取扱医（被保険者が予約をし、送付した受診券を持参する。）

（７）特定保健指導の対象者については、生活習慣改善の必要性と効果の高い被保険者並びに被保険者（40 歳～74 歳）から選定し、優先指導対象者とする。

７　個人情報の保護

実施については、保険者が保有する健診結果やレセプト情報の健康情報は、誤った取扱いは、個人に多大な被害を及ぼすことになる。

このことを踏まえ保険者は、加入者のプライバイー保護の観点から、個人情報保護法及び同法に基づく「国民健康保険組合等におけるガイドライン」などを基本に、個人情報の管理・保護に十分配慮しながら効率的に実施をする。

（１）記録の保存方法

業務委託機関である大阪府国民健康保険団体連合会の保険者専用【特定健康診査等データ管理システム】によるネットワークを管理する。

（２）保存体制

①　本国保組合の、「個人情報保護管理規程」を厳守する。

②　本国保組合及び委託された健診・保健指導機関は、知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

③　本国保組合のデータ管理責任者は、事務長とする。また、データの利用者は本組合職員に限る。

④　特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、記録作成日から最低６年間とする。なお、被保険者が他の医療保険となった場合は、その属する年度の翌年度の末日までとする。

８　特定健康診査等実施計画の公表及び周知

（１）実施計画の公表や周知の方法

①　本国保組合のホームページで計画概要を公表する。

②　本国保組合の機関誌「ほのぼの」にて周知する。

（２）健診等の趣旨普及の啓発方法

①　健診案内時に案内用チラシを作成し送付する。

②　機関誌「ほのぼの」・ホームページに掲載する。

③　リーフレット・ポスターにより、趣旨普及啓発をする。

９　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第三期計画期間における特定健診・特定保健指導の全体としての評価に加え、性・年齢階級別、被保険者、被扶養者別の実施率の達成状況・推移の分析を行うとともに、第四期計画期においても各年度の目標値の達成状況を評価し、見直しを図る。

また、厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本指針」第十八条や関連法令の変更があった場合、内容の見直しを行う。

10　その他

（１）医療保険者として、特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備群対象者に対する早期介入支援（上昇者指導）を行う。

（２）特定健康診査未受診者や特定健康診査受診者のフォローアップ事業を行ない、重症化予防に努める。

（３）医療保険者として研修等の実施により、特定健康診査等に係る事務に従事する者の知識の向上を図るよう努める。